

# 蕪崎市空き家バンク登録物件リフォーム補助金



蕪崎市では、空き家バンクへの物件登録及び市内への移住・定住を促進するため、空き家においてリフォーム工事又は残存する家財等の処分費用に対し、補助金を交付します。

## <リフォーム工事>

空き家において、安全性、居住性、機能性等の維持または向上のために行う修繕、模様替え、増築等に係る工事

- ・経費の総額が20万円以上であること
- ・市内で事業を営む（支社、営業所等を含む）個人事業者による工事であること



工事費用の1/2又は100万円のうちいずれか少ない額

▼蕪崎市空き家バンクへの登録が必要です。

## <家財処分>

空き家において使用されず残置された状態の電化製品、家具、食器その他の家財道具の処分

- ・経費の総額が5万円以上であること
- ・家電リサイクル法に基づく処理費用は除く
- ・処理・処分は、一般廃棄物処理業の許可を受けている業者が実施するものであること



処分費用の1/2又は10万円のうちいずれか少ない額

**補助金額**

## 対象者

- ・蕪崎市空き家バンク登録物件の所有者または入居者（入居予定者）
- ・市税等を滞納していない者
- ・空き家の所有者等の3親等以内の親族でない者

## 対象物件

### <リフォーム工事>

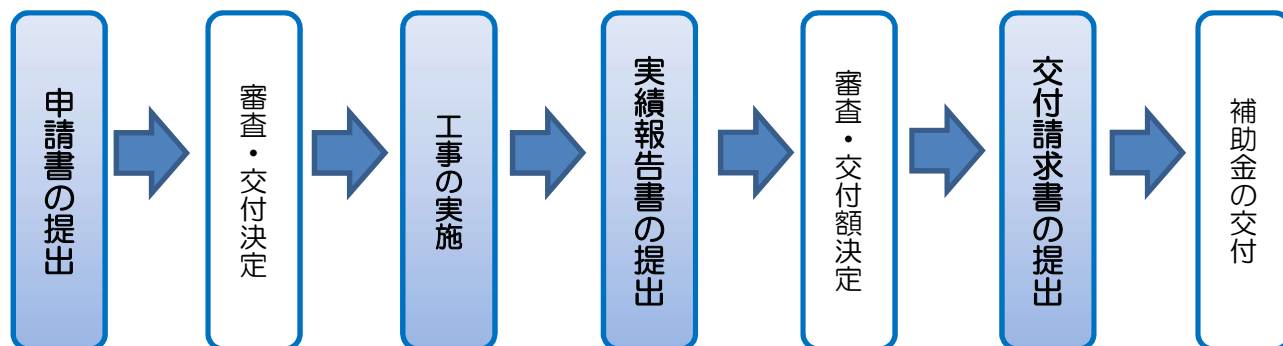
- ・市内に存在する、住居として利用可能な一戸建ての個人所有の住宅
- ・入居予定者がおり、売買契約若しくは賃貸借契約を締結された物件
- ・売買契約若しくは賃貸借契約を締結した日（所有者の同意を得た日）から1年以内の物件（入居者及び入居予定者に限る）

### <家財処分>

- ・空き家バンクに登録されてから1年以内の物件（所有者に限る）
- ・売買契約若しくは賃貸借契約を締結した日（所有者の同意を得た日）から1年以内の物件（入居者及び入居予定者に限る）



## 申請の流れ



## 申請に必要な書類

### <リフォーム工事>

- ア. 蕨崎市空き家バンクリフォーム補助金交付申請書
- イ. 工事に係る費用の明細書及び見積書の写し
- ウ. 工事を行う住宅の外観及び施工予定箇所の写真
- エ. 売買契約書若しくは賃貸借契約書の写し又は売買若しくは賃貸借の同意が得られたことを証する書類
- オ. 工事に係る所有者の同意が得られたことを証する書類（入居者及び入居予定者に限る）
- カ. 市税等の納税証明書
- キ. その他市長が必要と認める書類（承諾書）



### <家財処分>

- ア. 撤去及び処分に係る費用の明細書及び見積書の写し
- イ. 撤去及び処分を要する居住部分の室内の写真
- ウ. 売買契約書若しくは賃貸借契約書の写し又は売買若しくは賃貸借の同意が得られたことを証する書類（入居者及び入居予定者に限る）
- エ. 撤去及び処分に係る所有者の同意が得られたことを証する書類（入居者及び入居予定者に限る）
- オ. 市税等の納税証明書
- カ. その他市長が必要と認める書類（承諾書）

### お申し込み・お問い合わせ

〒407-8501

山梨県蕨崎市水神 1-3-1

蕨崎市役所 総合政策課 人口対策担当

電話：0551-22-1111（358・359）

FAX：0551-22-8479

蕨崎市 HP：<http://www.city.nirasaki.lg.jp/>

申請にあたり、以下の事項について承諾書を提出していただきます。

- ・空き家の所有者は、補助金の交付を受けた日から起算して5年以内に空き家の取り壊しを行わないこと。
- ・空き家の利用者は、補助金の交付を受けた日から起算して5年以内に転居又は転出しないこと。